

留学生ハンドブック 2019

T O K Y O P O L Y T E C N I C U N I V E R S I T Y

留学生のみなさん、入学おめでとうございます。日本の大学で勉強する夢を叶えることができ、今、みなさんは希望とエネルギーに満ち溢れていることと思います。

この冊子は外国人留学生のみなさんが不自由なく日本で生活し、勉強や研究または作品制作に打ち込んでもらうための助けになるように作成しました。入学時に配布したCAMPUS GUIDE といっしょに大切に保管し、必要なときに見てください。

友達、先輩のアドバイスも役立ちますが、学生課でその情報が正しいか確認することも大切です。

目次

<p>1. 外国人留学生へのサポート P3</p> <p>(1) 外国人留学生の窓口</p> <p>(2) 大学への提出物について</p> <p>(3) 在籍確認について</p> <p>(4) 留学生交流会について</p> <p>(5) クラブ活動、委員会に参加しよう</p> <p>(6) 学生課の電話番号</p> <p>(7) 緊急連絡先について</p>	<p>4. 住まいについて P11</p> <p>(1) アパートを探したいとき</p> <p>(2) アパートを出るとき</p>
<p>2. 在留手続きは大切 P5</p> <p>(1) 活動機関に関する届出について</p> <p>(2) 日本語学校などの証明書について</p> <p>(3) 在留資格申請について</p> <p>(4) 出国届について</p> <p>(5) みなし再入国許可制度</p> <p>(6) 最寄の入国管理局</p>	<p>5. 病気の時は P12</p> <p>(1) 健康管理センター</p> <p>(2) 国民健康保険について</p> <p>(3) 医療機関</p> <p>(4) 便利なサービス</p> <p>(5) アレルギーに注意</p>
<p>3. 奨学金とアルバイト P9</p> <p>(1) 東京工芸大学の奨学金</p> <p>(2) 文部科学省外国人留学生学習奨励費</p> <p>(3) その他の奨学金</p> <p>(4) アルバイトについて</p>	<p>6. その他の生活情報 P13</p> <p>(1) 住まいのマナー</p> <p>(2) 運転免許</p> <p>(3) トラブルへの備え</p> <p>(4) 役に立つウェブサイト</p> <p>(5) マイナンバーについて</p> <p>(6) 国民年金について</p> <p>(7) 氏名の表記について</p>
	<p>7. 日本での就職について P16</p> <p>(1) 就職活動までにやること</p> <p>(2) 就職活動の方法</p> <p>(3) 企業の探し方</p> <p>(4) 内定するためのコツ</p>

1. 外国人留学生へのサポート

(1) 外国人留学生の窓口

外国人留学生の生活にかかわることは、主に学生課で担当しています。生活で困ったことが起こった、授業がよくわからないなど困ったことがあったらまずは学生課に来てください。

相談事項	相談例	相談場所
在留資格に関する事	在留資格を更新したい。	学生課 (本館1階)
奨学金に関する事	奨学金を受けたい。	
住まいに関する事	引っ越しをする(した)。	
アルバイトに関する事	アルバイトをはじめた。	健康管理センター (本館1階)
健康に関する事	健康状態に不安がある。	
大学生活に関する事	人間関係に悩んでいる、やる気が出ない、ストレスが多い。	学生支援センター <HOME> (13号館1階)

(2) 大学への提出物について

学生課では以下の書類を確認しています。必ず提出してください。

- ① パスポート ② 在留カード ③ アパート・マンションの契約書

(3) 在籍確認について

毎月1日～10日の間に学生課で在籍確認表に必ずサインをしてください。

毎月の在籍確認がされていない場合、在留資格や奨学金の選考に影響が出ます。

(4) 留学生交流会について

留学生を対象に交流会を企画しています。特に新入生は友達をつくる良い機会となります。また、すでに工芸大や厚木の街をよく知っている先輩たちとも知り合いになるチャンスです。奮って参加してください。

2019年度は6月1日(土)に実施する予定です。

(5) クラブ活動・委員会に参加しよう

クラブ活動や委員会に参加すると、友達も増えるし、日本語の勉強にもなります。ぜひ参加しましょう。4月6日(土)にはクラブ・同好会紹介が実施されます。興味のある団体が見つければ、積極的に話を聞いてみてください。

(6) 学生課の電話番号

学生課からの電話は大切な連絡ですので、必ず出てください。

学生課の電話番号 046-242-9625

(7) 緊急連絡先について

大学のメールアドレス(……@st.t-kougei.ac.jp)は、Googleのサービスを利用しているため、日本国外(特に中国)からは見られない場合があります。

また、コウゲイ.netは中国からは閲覧できません。帰国した際に大学からの大切な連絡を見落とすことがないように、大学のメールアドレスから日本国外でも見ることができるメールアドレスに転送設定をしておいてください。

なお、住所や携帯電話番号を変更した場合は、必ず学生課に変更届を提出してください。

2. 在留手続きは大切

日本で学ぶ外国人留学生の皆さんは、入学したとき、在留資格の更新期限が近づいたとき、アルバイトをしたいときなど、入国管理局に申請しなければなりません。

(1) 活動機関に関する届出について

日本語学校など、日本国内の他の学校に通っていた人は、入学したらすぐに「活動機関に関する届出」を入国管理局に提出してください。(日本で他の学校に通っていなかった人は必要ありません)

提出しないと、ビザ更新のときに、在留期間が短くなります。

郵送する場合は、在留カードのコピーを同封の上、下記に送付してください。

また、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載してください。

(郵送先) 〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
東京入国管理局 在留管理情報部門届出受付担当

(2) 日本語学校などの証明書について

日本語学校など、日本国内の他の学校に通っていた人は、すぐにその学校の卒業証明書、成績証明書、出席証明書を取り寄せてください。在留期間更新許可申請の際に必要です。時間がかかるので、在留期限が迫ってから請求すると間に合わないことがあります。

(3) 在留資格申請について

在留資格の申請は、本人が入国管理局で手続きをしてください。授業の空き時間がなく、入国管理局に行けない場合は学生課に相談してください。

① 在留資格の変更

「留学」以外の在留資格の人は必ず「留学」に変更してください。

② 在留期間の更新

在留期間が満了する3カ月前から申請できます。在留期限の2カ月以上前

がくせい か もう こ
に学生課に申し込んでください。

とく がつ きげん ひと がつ しんせい なつやす しゅつこく あいだ
特に、7月が期限の人は、7月に申請すると、夏休みに出国している間に
にゅうこくかんりきょく れんらく とう と
入国管理局からの連絡などがあつたときに受け取れないことがありますので
がつ にち かなら しんせい
6月20日までに必ず申請してください。

ひつよう しよるい
<必要な書類>

- 1) ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせいしょ がくせい か
在留期間更新許可申請書 (学生課にあります)
- 2) ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせいしょ しよぞくき かんとうさくせいよう がくせい か さくせい
在留期間更新許可申請書 (所属機関等作成用) (学生課が作成します)
- 3) ざいがくしよめいしょ
在学証明書
- 4) ねんせい いじよう せいせきしよめいしょ
2年生以上：成績証明書
ねんせい ぜんこう そつぎようしよめいしょ せいせきしよめいしょ しゅつせきしよめいしょ
1年生：前校の卒業証明書、成績証明書、出席証明書
- 5) ばすぽーと
パスポート
- 6) ざいりゅう かーど
在留カード
- 7) よきんつうちよう こびー しゅうし しりよう
預金通帳のコピーなど取支がわかる資料
- 8) しゅうにゅういんし えん ごうかん かい せいきようこうばいぶ ほんばい
収入印紙：4000円 (8号館2階の生協購買部で販売しています。)
- 9) けんきゅうせい けんきゅうきかん けんきゅうないよう しどうたんとうきよういん きさい
研究生のみ：研究期間、研究内容、指導担当教員が記載された
けんきゅうないようしよめいしょ
研究内容証明書
- 10) ねんかんしゅとくたんい たんいみまん もの りゅうねん もの きゅうがく
年間取得単位が25単位未満の者、留年した(している)者、休学し
た(している)者、せんしゅうがっこう にほんごがっこうとう しながく まえつうがくさき
しゅつせきりつ わりみまん もの じようきよう せつめい ぶんしよ
出席率が6割未満の者は、その状況を説明した文書。

あたら ざいりゅう かーど こうふ がくせい か も き
※ 新しい在留カードが交付されたら必ず学生課に持って来てください。

しかくがいかつどうきょか ひつよう ひと どうじ もう こ
※ 資格外活動許可が必要な人は同時に申し込んでください。

③ しかくがいかつどう あるばいと きょか
資格外活動(アルバイト)の許可

(ひつよう しよるい)
<必要な書類>

- (1) しかくがいかつどうきょかしんせいしょ がくせい か
資格外活動許可申請書 (学生課にあります)
- (2) ざいりゅう かーど
在留カード
- (3) ばすぽーと
パスポート

しんせい はっこう しゅうかんていど ばあい
※申請してから発行まで2週間程度かかる場合もあります。

(4) 出国届について

日本から一時出国するときは、学生課に出国届を提出してください。
 また、卒業や退学で日本を離れるときは学生課に申し出てください。

(5) みなし再入国許可制度

出国する際は、空港などで必ず在留カードを提示して「みなし再入国」であることを伝えてください。

出国後、1年以内に再入国しないと在留資格が失われるので、注意してください。

(6) 最寄の入国管理局

① 神奈川県、東京都町田市・狛江市・多摩市・稲城市が住所の留学生

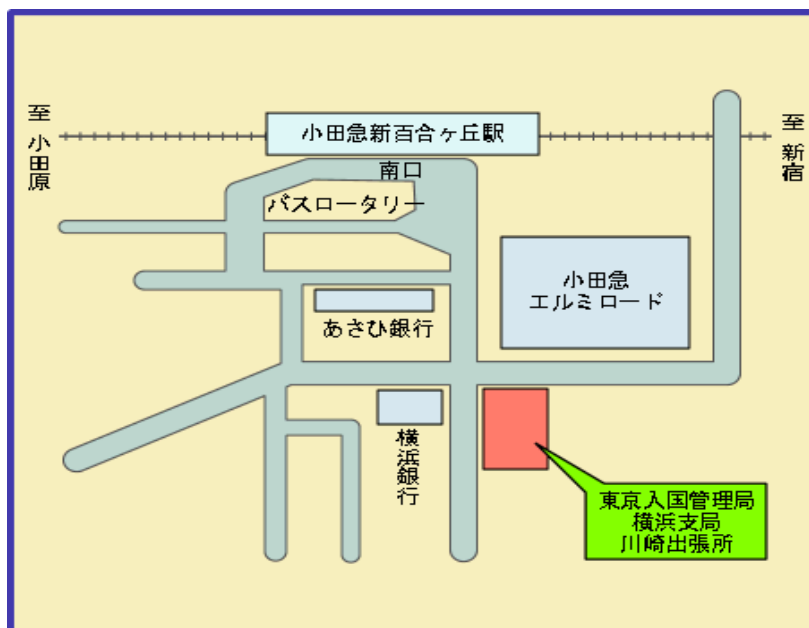
○ 東京入国管理局 横浜支局 川崎出張所

住所／神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14川崎西合同庁舎
 電話／044-965-0012

受付時間／9:00～12:00、13:00～16:00 (月曜日～金曜日)

※ 土日・祝日は受け付けていません。

交通機関／小田急線「新百合ヶ丘」駅下車 徒歩5分



- ② 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県、新潟県、長野県が住所の留学生

○ 東京入国管理局

住所／東京都港区港南5-5-30 電話／03-5796-7111

受付時間／9:00～12:00、13:00～16:00 (月曜日～金曜日)

※ 土日・祝日は受け付けていません。

交通機関／JR品川駅東口から都バス「品川埠頭循環」で「東京入国管理局前」下車。

または東京モノレールまたは東京臨海高速鉄道「天王洲アイランド」から徒歩15分



3. 奨学金とアルバイト

(1) 東京工芸大学の奨学金

① 東京工芸大学後援会留学生奨学金(9月頃募集予定)

対象 学部生、大学院生

目的 人物、学業共に優秀であり、経済的理由により修学が困難であると認められる留学生

金額 年額 300,000円

注意 他の工芸大学奨学金との併用給付はできません。

② 留学生が出願可能なその他の学内奨学金

- ・野呂奨学金
- ・東京工芸大学大学院研究奨学金
- ・工学部同窓会奨学金(※大学院生のみ)
- ・同窓会芸術学部奨学金
- ・同窓会芸術学研究科奨学金

(2) 文部科学省外国人留学生学習奨励費

対象 学部及び大学院に在籍する2年次生以上の私費外国人留学生

目的 学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、学習奨励費を給付することにより、その学習効果を一層高めるとともに、我が国と諸外国との教育交流の発展、相互理解及び平和友好を増進することを目的とする。

支給月額 48,000円

募集時期 4月上旬

説明会 4月12日(金) 12:40～ 場所: 11号館階1111教室

<重要> 入学前に予約採用者になった人は、すぐに学生課に届け出てください。

(3) その他の奨学金

財団や企業が留学生を対象に設けている奨学金があります。大学に募集があれば、コウゲイ.netや学生課掲示板でお知らせします。

奨学金名称	国籍・学年条件	奨学金月額	募集時期
ロータリー米山記念奨学会 奨学金	学部3年次生以上 大学院2年次生以上	100,000円(学部生) 140,000円(院生)	10月頃
佐藤陽国際奨学財団 私費留学生奨学金	ASEANと南西アジア 18ヶ国	150,000円(学部生) 180,000円(院生)	12月頃
平和中島財団 外国人留学生奨学金	なし	100,000円(学部生) 100,000円(院生)	9月頃
青峰奨学財団奨学金	韓国籍 2年次生以上	50,000円(学部生) 70,000円(院生)	4月頃

(4) アルバイトについて

アルバイトをするときは、次のことについて注意してください。

- ① アルバイトをしたい場合、資格外活動許可を受ける必要があります。資格外活動の許可なくアルバイトを行った場合は罰則の対象となります。
- ② 「アルバイト届」を学生課に提出してください。
- ③ アルバイト中も在留カードを携帯してください。
- ④ 収入を伴うインターンシップに参加する場合も、資格外活動許可を申請してください。
- ⑤ アルバイトは決められた時間数を守ってください。
 - 1週間につき28時間以内(長期休暇中は1日8時間以内)
- ⑥ 禁止されたアルバイトがあります。違反すると、罰則を受けたり、在留資格に影響します。
 - 客を接待して飲食させるバー・スナック、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・バー、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗業、インターネット等でわいせつな画像を提供する業種、伝言ダイヤルなどで電話で異性を紹介する業種
- ⑦ TAまたはSAとして本学で働く場合は資格外活動許可は不要です。

4. 住まいについて

(1) アパートを探したいとき

東京工芸大学生生活協同組合(生協)に問い合わせてください。

学生寮に入居したい場合は、共立メンテナンスに問い合わせてください。

○ 共立メンテナンス電話番号: 0120-88-1030

(2) アパートを出るとき

アパートを出るときには、退去する1か月前までにアパートを管理している

不動産会社に連絡してください。また、郵便局、電気、ガス、水道会社にも転居の連絡をしてください。

退居の際は、全ての荷物は自分で処分して、部屋の中に何も無い状態で明け渡さなければなりません。荷物を残したまま引っ越すと、荷物の処分費用を請求されます。

また、部屋が汚れているとクリーニング代が高額になります。しっかりと掃除をして、なるべくきれいな状態で引き渡すようにしましょう。特に、室内で煙草を吸っていると壁紙が汚れて、高額な張替代を請求されます。喫煙者は気をつけましょう。

5. 病気の時は

(1) 健康管理センター

体調が悪い時は大学の健康管理センターか学生課に相談してください。

(2) 国民健康保険について

急な病気やけがに備えて、健康保険証はいつも持ち歩いてください。健康保険証があれば、治療費の支払いは保険対象医療費総額の30%で済みます。期限が切れたときは必ず更新してください。

(3) 医療機関

厚木キャンパス周辺の病院のリストを別途配布します。

(4) 便利なサービス

○ 多言語医療問診票 <http://www.kifjp.org/medical/>
自分の国の言葉で症状などを伝えることができます。あらかじめプリントしておきましょう。

○ 医療通訳派遣システム事業

県内の契約している病院に医療通訳ボランティアを派遣して、日本語を母語としない方と医師などとの話を通訳してもらえるサービスです。受診方法や費用は各病院で違います。通訳を希望するときは、病院の相談窓口で日本語で相談してください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f417433/#iryō> (中国語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f417454/#iryō> (韓国語)

<http://www.pref.kanagawa.jp/mlt/f417316/#iryō> (英語)

※契約している病院のリストはホームページからダウンロードできます。

(5) アレルギーに注意

食べたことがないものを食べる時はアレルギーに注意してください。特に「そば」などのアレルギーは、命にかかわることがあります。

6. その他の生活情報

(1) 住まいのルール・マナー

- ① ゴミは分別して決められた場所・曜日に出してください。
- ② アパートや周辺で集まって騒ぐことなど、他人の迷惑になることをしてはいけません。
- ③ 日本の住宅の壁は薄く、音が伝わりやすいです。近隣とのトラブルにならないよう、騒音などに気をつけましょう。
- ④ 部屋は借りているものです。次に住む人のために、きれいに使用しましょう。部屋が汚い場合は、退居の際に高額なクリーニング代が請求されます。
- ⑤ 日本の賃貸住宅の家賃は、先払い(翌月分を前月中に支払う)が一般的です。家賃未納トラブルが多いので、忘れないよう気をつけましょう。
- ⑥ 一人暮らし用アパート・マンションは、原則、契約した本人しか住めません。他の人と同居したい場合は、事前に家主や管理会社に相談してください。

(2) 運転免許

自分の国の免許証だけでは、日本国内で、オートバイ、自動車を運転することはできません。詳しくは、警察庁のホームページか最寄りの警察署で確認してください。

(3) トラブルへの備え

- ① 交通事故、盗難、暴力などにあった場合は、警察に通報します。緊急電話番号は、110です。
- ② 火事の時、救急車を呼びたい時は、消防署に連絡します。緊急電話番号は、119です。
- ③ 万一、自転車事故などで、賠償責任を負ってしまった時のために「賠償保険」の加入をお勧めします。大学生協で学生賠償責任保険を扱っています。
- ④ 地震などの災害への備え
大規模な地震が起きた直後は、水、食料、日常生活品がすぐには手に入りませんので、3日分程度の備蓄が必要です。また、いざというときに持ち出す

必要最小限のものとして、非常用持出品をリュックなどにひとつにまとめておくことをおすすめします。

○ 非常用備蓄品・持出品

自分に必要なもの(眼鏡／常用している薬／生理用品など)・携帯ラジオ・懐中電灯・軍手・衣類・雨具・常備薬・パスポート・現金・飲料水・非常用食料 など

(4) 役に立つウェブサイト

生活に役立つ情報を自国語で見ることができます。

- かながわ・こみゆにてい・ねっとわーく・さいと

<http://www.kifjp.org/kcns/>

(5) マイナンバーについて

日本に住む留学生の皆さんにも個人番号が通知されます。市役所等からマイナンバーが書かれた「通知カード」が送られてきますので、受け取ったら以下の点に注意してください。

- 捨てたり破ったりせず、大切に保管すること。
 ○ 他人に見せないこと。ただし、アルバイト先等で求められた場合は、番号を知らせること。

詳しくはウェブサイトを確認してください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(6) 国民年金について

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国が運営する公的な年金(国民年金)に加入しなくてはなりません。留学生も日本国内に住んでいる20歳以上の人は加入することになります。

保険料の支払いが難しいときは、「学生納付特例制度」を利用すれば、保険料の支払いが猶予されます。学生納付特例制度の手続きをすると、病気やけがで障害が残った時も、障害基礎年金を受け取ることができます。例えば、留学中のスポーツのけが、病気事故に備えられます。国民年金の加入手続きと同時に、市町村役場の国民年金担当窓口で申し込むことができます。

また、国民年金を6か月以上加入していた人は、国民年金の資格を喪失し、日本を出国した場合、脱退一時金を受け取ることができます。帰国前に、日本年金機構で申請手続きしてください。

詳しくは、日本年金機構のウェブサイトを確認してください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

(8) 氏名の表記について

学内システムの仕様上、留学生の氏名の表記はすべてアルファベット(パスポートと同じ表記)になっています。学内で試験やレポート、申請書などに氏名を記入する際はすべてアルファベットを使用してください。

成績表や学費の振込用紙を郵送する際の宛名もアルファベットなので、住居の郵便受にもアルファベットを書いておいてください。(漢字だけだと郵便配達員が配達しないことがあります。)

7. 日本での就職活動について

(1) 就職活動までにやること

日本の企業の採用活動は3年生の3月1日に解禁となっていますが、実際は3年生の12月頃から始まります。12月以前にも夏期休暇中のインターンシップなどに参加して、日本の企業について詳しく調べるようにしましょう。

また、1年生からキャリア教育科目を履修して基本的な就職力を身に付けてください。その他、留学生を対象とした就職セミナーを年数回開催するので必ず参加してください。

(2) 就職活動の方法

3年生から始まる就職ガイダンスに参加しましょう。インターンシップに関する情報提供やエントリーシートへの書き方、面接練習などを行います。実際に就職活動が始まったら、個別相談を予約してポートフォリオやエントリーシートの添削をしてもらいましょう。

(3) 企業の探し方

- ① 東京工芸大学の専用求人検索サイト”コウゲイナビ”を使って、企業を探す。
- ② 2～4月に開催する学内企業説明会に参加して直接企業の担当者と面談する。

(4) 内定するためのコツ

留学生の場合、専門知識や芸術的なスキルの他、日本語でのコミュニケーション能力が重要です。そのためには日頃から日本人と交流をして、日本語でスムーズに会話ができるようにしてください。